令和2年10月1日実施 たばこ税手持品課税 県納付書の記載について

【記載例】

【一枚目】

○ **令和2年10月1日実施の** 県たばこ税 手持品課税に係る納期限は

令和3年3月31日(水) です。

- ※ 申告書を提出された後、納期限まで、5か月間ありますので、 納付(納期限)をお忘れにならないようご注意ください。
- (注1) 納期限を経過して納付されますと、納付すべき税額以外に、 延滞金を納付していただく場合がありますので、必ず期限内に 納付してください。

(納付できる金融機関等は、3枚目の裏面に記載されています。)

- (注2) 税額は、1円単位で記入・納付してください。
- (注3) 納付書は、提出した申告書ごとに記入・納付してください。 (例: 当初申告100円と修正申告50円がある場合、 当初申告分(100円)と修正申告分(50円)を、 それぞれ別々に、納付書を作成し、納付する。)
- (注4) 国たばこ税、県たばこ税、市町村たばこ税、それぞれ納付書がありますので、お間違えのないようご確認の上、税額等を、それぞれ正しく記載願います。
- 〇 県納付書は、3枚複写です。

1枚目に記入いただくと、2枚目・3枚目に複写されます。

記入が必要な箇所は、記載例ので囲っている部分です。

①「道府県たばこ税の手持品課 税納税申告書」の、「申告者」欄に記載された申告者の住所、氏名、代表者名を記 入します。

なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵 場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵 場所の所在地及び名称も併せて記入して ください。

② 該当する申告区分に 〇印をつけてください。

③ 税額欄に「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」の道府県税の「納付すべき税額」と同じ金額を記入。

合計欄に税額欄と同じ金額(税額の先頭に「¥」)を記入。

※1円未満切り捨て

道府県たばこ税領収証書(公) 3 0 0 0 0 和歌山 00990 - 0 - 960115和歌山県会計管理 県たばこ税 所在地及び氏名又は名称 (令和2年10月1日実施) 00県00市0001-手持品課税用 株式会社 和歌マート 代表取締役 和歌 太郎 〇〇県〇〇市口口口1-2 和歌マート 口口店 ※事業者コート 500 不申告加算金04 加 算 ¥ 5 0 0 納期限 令和 3 年 3 月 31 日 和歌山県 総務部 総務管理局 税務課 上記のとおり領収しました。(納税者保管) ◎この納付書は、3枚1組の複写式とな っていますので、切り離さずに提出し てください。